

日蒙間郵便貯金相互取扱ニ關スル件

協定締結關係
國內通牒關係
取扱物數關係

昭一六經同發第五一四一號

昭和十六年十一月二十八日

興亞院經濟部長

逕信省貯金局長殿

兼日間郵政儲金相互取扱ニ關スル件

首領ノ件ニ關シ十月四日附貯同第四九七三號ヲ以テ申越有之候處異存
無之別紙並古聯合自治政府交通總局長ヨリノ回答及廻付候

追而模範聯合ハ常分ノ内日本國通貨百圓ハ兼備通貨百圓トシ十二月
一日ヨリ實施致度爲念

裏面白紙

裏面白紙

交通總局公函第五五四號（郵第八一三號）

成吉思干紀元七百三十六年十一月十四日

交通總局長 金 永 昌

日本國貯金局長殿

兼日間郵政儲金相互取扱ニ關スル件

貴我間郵政儲金事務相互取扱ニ關シ十月四日附貯國年四九七三號ヲ以テ御送付ノ申合案竝ニ十月二十一日附貯國年五〇二一號ヲ以テ御申越ノ細目打合案ニ付テハ何レモ當方異議無之候

追而之ガ事務取扱開始ハ十二月一日ト致座至急電報ヲ以テ御回報並煩度候



貯國第四九七三號

昭和十六年十月四日

興亞院經濟部長殿

貯金局長

日蒙間郵便貯金相互取扱ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ九月五日附貴翰經發第一六〇五號ヲ以テ御來照相成候
處當局ニ於テハ右蒙續案ニ對シ輕易且技術的ノ修正ヲ爲シ左記ニ依リ
實施致度ニ付別紙可然御取計ノ上交洞總局ヨリノ回答御廻付方配意相
煩度候

記

裏面白紙

第一條 日本國貯金局ト蒙古聯合自治政府交通總局トノ間ニ於テ郵便貯金（郵政儲金）ノ取扱ヲ相互ニ委託ス但シ日本業務中野戰郵便局所ニ屬スル貯金記號ヲ有スルモノハ本委託ヨリ之ヲ除ク
委託事務ノ日本ニ於ケル取扱局ハ日本内地、朝鮮、臺灣、關東州及
滿太ニ在ル郵便貯金取扱局ニ限ル

第二條 前條ニ依ル委託事務ハ左ノ如トス

一 拂戻事務

- (イ) 通常貯金ノ通常拂戻（證書拂戻）
- (ロ) 通常貯金ノ現在高證明ヲ受ケタル金額ニ對スル即時拂戻

二 附帶事務

- (イ) 改印、轉居又ハ改氏名ノ届出

- (ロ) 貯金關係人ノ設定、變更又ハ廢止ノ届出
 - (ハ) 貯金調帳又ハ拂戻證書ノ再度交付ノ請求
 - (ニ) 振込届變更ノ請求
 - (ホ) 名義書換ノ請求
 - (ヘ) 檢閲、現在高證明、轉記、組書又ハ利子記入ノ請求
 - (ロ) 規約貯金（組合儲金）ノ拂戻制限ニ關スル撤銷取消ノ請求
- 第三條 拂戻金額ハ一人一ヶ月百圓ヲ限度トス但シ通常拂戻（證書拂戻）ニシテ利子額ヲ加算シタル貯金額ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 委託事務ノ範圍ハ郵便局（郵便局）（郵便局）現業事務及其ノ直接監理ニ關スル事務ニ限ル

第五條 委託事務ノ取扱ニ付使用スル通貨ハ各拂渡業務ニ於ケル通貨トシ其ノ換算割合ハ兩郵政顧問ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第六條 委託事務ノ取扱ニ關シテハ本甲合及無料通信ノ制限ニ關シ兩郵政顧問ノ協議ニ依リ別ニ定ムル所ニ依ルノ外各受託業務ノ郵便貯金（郵政儲金）ニ關スル規定ニ準據ス但シ對公衆規定ニシテ委託業務側ノ規定ト相違スルモノニ付テハ委託業務側ノ規定ニ從フ

第七條 委託業務ハ委託事務ノ取扱ニ付權利者ニ對シ責任ヲ負擔ス受託業務ハ受託事務ノ處理ニ關シ自業務ノ過失ニ因リ生ゼシメタル損害ニ付委託業務ニ對シ補償ノ責ニ任ス其ノ過失孰レノ業務ニ屬スルヤ不明ナルトキハ損害ノ半額ヲ補償ス

第八條 受託業務ハ受託事務ニ付自業務側ノ郵便切手（郵政切手）ヲ

以テ手数料ヲ收納ス

第九條 委託業務ニ對シテハ當分ノ間相互ニ手数料ノ計算及收納手数料ノ分收計算ヲ爲サズ

第十條 郵便貯金（郵政儲金）ニ對スル計算及清算ニ付テハ左ニ依ル

一 日本國內各原簿所管區ハ拂戻證據書ニ合計票ヲ附シ之ヲ蒙古聯合

自治政府交通總局郵政科宛毎日送付ス

蒙疆業務主管區ハ拂戻證據書ニ「委託貯金計算書」（附錄第一號様式）ヲ附シ之ヲ日本國內各貯金支局宛毎日送付スルト共ニ其ノ副本ヲ貯金局宛送付ス

二 各業務主管區ハ毎月「委託貯金受拂月表」（附錄第二號様式）及「委託貯金決済目錄」（附錄第二號様式）ヲ作成シ相互ニ之ヲ

送付ス

三 決済ハ毎月「委託貯金決済目録」ニ基キ之ヲ爲シ借越業務主管
廳ハ貸越業務主管廳所在地宛ノ小切手又ハ一覽拂手形ヲ以テ決済
ヲ爲ス

四 後日發見シタル計算上ノ相違ハ最近ノ「委託貯金受拂月表」及
「委託貯金決済目録」ニ於テ之ヲ更正ス

十一條 郵便貯金（郵政儲金）ノ取扱ニ關スル法令、貯金原簿所管
廳ノ名稱、受持區域、貯金記號及取扱局ノ名稱ハ相互ニ通知シ現在
高證明印、主務者印及日附印ノ印影ハ相互ニ交換ス

第十二條 各郵政廳ハ相手國又ハ自國ニ於ケル爲替管理法令等ノ取締
ヲ滑ル爲ニスル貯金ノ拂戻請求ハ之ヲ認メズ

右防止ニ付テハ兩郵政廳間ニ於テ緊密ナル連絡ヲ執ルモノトス

附錄 第一號様式

年 月分委託貯金計算書第 號

種 目	金 額	備 考
臨時受高	圓	
合 計		日附印
貯金拂渡高		
臨時拂高		
合 計		

裏面白紙

附録 第二號甲様式

受拂月表
 年 月分委託貯金 決済目録

目	金額	備考
委託貯金臨時受高		
計		
委託貯金拂高		
委託貯金臨時拂高		
計		
差引決済高		日附印
年 月 日		
官名	官印	

差引拂出高過剩ノ場合ハ朱書スルコト

裏面白紙

附錄 第二號乙様式

年 月 分 日 表 決 算 決 算 簿 目 録



日 附 印

原 所 管 轄	課 別	合 計 票 番 號	貯 金 加 入 額	貯 金 加 入 高	原 所 管 轄	課 別	合 計 票 番 號	貯 金 加 入 額	貯 金 加 入 高
東京					横 濱				
大阪					神 戸				
下 関					京 都				
福 岡					旭 川				
小 倉									
金 澤									
仙 臺					釧 路 京 城				
名 古 屋					釜 山				
長 野					平 壤				
徳 島					大 連				
熊 本					合 計				
廣 島									
備 考									

昭 和 年 月 日

日 本 郵 貯 金 局 長

裏 面 白 紙

貯國第四九七三號

昭和十六年十月 四日

日本國貯金局長

蒙古聯合自治政府

交通總局長殿

拜啓 貴我關係官ノ間ニ下打合致候所ニ基キ左記ニ依リ日蒙間郵
便貯金事務ノ相互取扱ヲ開始致度ニ付貴見至急御回報相煩度候 敬具
追テ實施期日ハ貴我間ノ協議ニ依リ別途決定スルコトト致度候

記

裏面白紙

第一條 日本國貯金局ト蒙古聯合自治政府交通總局トノ間ニ於テ郵便貯金（郵政儲金）ノ取扱ヲ相互ニ委託ス但シ日本業務中野戰郵便局所ニ屬スル貯金記號ヲ有スルモノハ本委託ヨリ之ヲ除ク
委託事務ノ日本ニ於ケル取扱局ハ日本内地、朝鮮、臺灣、關東州及
樺太ニ在ル郵便貯金取扱局ニ限ル

第二條 前條ニ依ル委託事務ハ左ノ調トス

一 拂戻事務

- (1) 通常貯金ノ通常拂戻（證書拂戻）
- (2) 通常貯金ノ現在高證明ヲ受ケタル金額ニ對スル即時拂戻

二 附帶事務

- (1) 改印、轉居又ハ改氏名ノ届出

- (2) 貯金取扱人ノ設定、變更又ハ廢止ノ届出
 - (3) 貯金調帳又ハ拂戻證書ノ再度交付ノ請求
 - (4) 取扱局變更ノ請求
 - (5) 名義書換ノ請求
 - (6) 檢閲、現在高證明、轉記、組替又ハ利子記入ノ請求
 - (7) 規約貯金（組合儲金）ノ拂戻制限ニ關スル撤號取消ノ請求
- 第三條 拂戻金額ハ一人一ヶ月百圓ヲ限度トス但シ通常拂戻（證書拂戻）ニシテ利子額ヲ加算シタル金額ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 委託事務ノ範圍ハ郵便局（郵便局）（郵便局）（現業事務及其ノ直接監理ニ關スル事務ニ限ル

第五條 委託事務ノ取扱ニ付使用スル通貨ハ各郵便業務ニ於ケル通貨トシ其ノ換算割合ハ兩郵政顧問ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第六條 委託事務ノ取扱ニ關シテハ本甲合及無料通信ノ制限ニ關シ兩郵政顧問ノ協議ニ依リ別ニ定ムル所ニ依ルノ外各受託業務ノ郵便貯金（郵政儲金）ニ關スル規定ニ準據ス但シ對公衆規定ニシテ委託業務側ノ規定ト相違スルモノニ付テハ委託業務側ノ規定ニ從フ

第七條 委託業務ハ委託事務ノ取扱ニ付權利者ニ對シ責任ヲ負擔ス受託業務ハ受託事務ノ處理ニ關シ自業務ノ過失ニ因リ生ゼシメタル損害ニ付委託業務ニ對シ補償ノ責ニ任ス其ノ過失孰レノ業務ニ屬スルヤ不明ナルトキハ損害ノ半額ヲ補償ス

第八條 受託業務ハ受託事務ニ付自業務側ノ郵便切手（郵政切手）ヲ

以テ手数料ヲ收納ス

第九條 委託業務ニ對シテハ當分ノ間相互ニ手数料ノ計算及收納手数料ノ分收計算ヲ爲サズ

第十條 郵便貯金（郵政儲金）ニ對スル計算及清算ニ付テハ左ニ依ル一 日本國各原簿所管區ハ郵便證據書ニ合計票ヲ附シ之ヲ蒙古聯合自治政府交通總局郵政科宛毎日送付ス

蒙藏業務主管區ハ郵便證據書ニ「委託貯金計算書」（附錄第一號様式）ヲ附シ之ヲ日本國下關貯金支局宛毎日送付スルト共ニ其ノ副本ヲ貯金局宛送付ス

二 各業務主管區ハ毎月「委託貯金受拂月表」（附錄第二號様式）及「委託貯金決済目錄」（附錄第二號様式）ヲ作成シ相互ニ之ヲ

送付ス

三 決済ハ毎月「委託貯金決済目録」ニ基キ之ヲ爲シ借越業務主管
廳ハ貸越業務主管廳所在地宛ノ小切手又ハ一覽拂手形ヲ以テ決済
ヲ爲ス

四 後日發見シタル計算上ノ相違ハ最近ノ「委託貯金受拂月表」及
「委託貯金決済目録」ニ於テ之ヲ更正ス

第十一條 郵便貯金（郵政儲金）ノ取扱ニ關スル法令、貯金原簿所管
廳ノ名稱、受持區域、貯金記號及取扱局ノ名稱ハ相互ニ通知シ現在
高證明印、主務者印及日附印ノ印影ハ相互ニ交換ス

第十二條 各郵政廳ハ相手國又ハ自國ニ於ケル爲替管理法令等ノ取締
ヲ行ハルニスル貯金ノ拂戻請求ハ之ヲ認メズ

官防止ニ付テハ兩郵政廳間ニ於テ緊密ナル連絡ヲ執ルモノトス

附錄 第一號様式

年 月分委託貯金計算書第 號

種 目	金 額	備 考
臨時受高	圓	
合 計		日附印
貯金拂渡高		
臨時拂高		
合 計		

裏面白紙

附録 第二號甲様式

年 月分委託貯金 受拂月表
 決済目録

目	金額	備考
委託貯金臨時受高		
計		
委託貯金拂高		
委託貯金臨時拂高		
計		
差引決済高		日附印
年 月 日		
官名	官印	

差引拂出高過剰ノ場合ハ朱書スルコト

裏面白紙

附錄 第二號乙様式

年 月 分 年 月 分 票 據 委 託 貯 貯 金 決 算 簿 目 録 表



日 附 印

原 簿 所 管 課 別	合 計 票 據 貯 貯 金	貯 貯 金 切 換 高		原 簿 所 管 課 別	合 計 票 據 貯 貯 金	貯 貯 金 切 換 高	
		口 收	額			口 收	額
東京				微 價			
大阪				神 戶			
下 關				京 都			
順 岡				旭 川			
小 樽							
金 澤				臺 灣			
仙 臺				京 城			
名 古 屋				釜 山			
長 野				平 壤			
德 島				大 連			
熊 本				合 計			
廣 島				合			
備 考							

昭 和 年 月 日

日 本 國 貯 貯 金 局 長

裏 面 白 紙

貯金第五〇二一號

昭和十六年十月廿一日

日本國貯金局長

蒙古聯合自治政府
交通總局長 殿

拜啓貴我間郵便貯金相互取扱ノ細目ニ關シ左記ノ通實行致度此段及御
協議候敬具

追テ左記第五項ノ寄留航空郵便ハ當分ノ内之ヲ有料トシ尙本事務ノ
取扱ニ關スル事故ノ照復ハ貴交通總局ヲ經由スルコトト致度候

記

一 換算割合

當分ノ内日本國通貨百圓ハ蒙國通貨百圓トスルコト

委託事務取扱局ハ相手側郵便貯金（郵政儲金）ノ金額ヲ自方側通貨

ヲ以テ表示スルコトヲサスルコト

二 例外規定

(一) 預ケ人ノ發受スル郵便物

委託事務ニ關シ預ケ人ノ發受スル郵便物ニシテ日本又ハ蒙國ノ法
規ニ於テ無料ノ性質ヲ有スルモノハ預ケ人ノ居所ヲ受持ツ郵便局

（郵便局）ヲ經テ送受スルコト

(二) 局報

本事務ノ取扱ニ關シ局報ヲ以テ往復ヲ要スルトキハ總テ東京張家
口間無線電信ニ依ルコト但シ蒙國東州及蒙國間ニ於テハ電報ニ依
照復ヲ要スル如ク規定シアル場合ハ航空郵便ニ依ルコト

三 拂戻制限ノ例外

郵便貯金通帳ノ外國ヘノ持出ニ付日本國大藏大臣又ハ蒙古聯合自治
政府經濟部長ノ許可アリタルモノニ付テハ申合第三條ノ制限ヲ適用
セザルコト

四 外國爲替管理法違反防止

委託事務取扱局ニ於テ貯金拂戻ノ請求ヲ受ケタル場合相手側ノ外國
爲替管理法令等ノ取締ヲ滞脱スル爲ニ爲スモノトノ疑アリト認めタ
ルトキハ預ケ人ノ住所氏名ヲ成ルベク居所ト共ニ相手側業務主管
ニ通報シ事實明ナル場合ハ之ガ受付ヲ爲サザルコト

五 決済目録等ノ送付ニ關スル事項

決済目録及爲替手形ハ留航空郵便ニテ送付スルコト

六 印鑑見本ノ送付

申合第十一條ニ依リ相互ニ送付スル印鑑見本ハ適宜ノ用ニ必要ナ
ル印影ヲ送付シタルモノヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルコト



昭十六郵發第一六〇五號

昭和十六年九月五日

與亞院經濟部長

遞信省貯金局長 殿

蒙日間郵政儲金相互取扱ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ蒙國ニ於テ別紙ノ如ク蒙日間郵政儲金相互取扱委託ヲ
希望致居候概ネ適當ト認メラルルニ付差向貴局ト蒙古聯合自治政府
交通總局トノ協定ニ依リ實施ノ事ト致度可然御配意相煩度及御依頼候
追而實施期日ハ別途打合スル事ト致度

裏面白紙

蒙日間郵政儲金相互取扱ニ關スル件

記

第一條 日本國貯金局ト蒙古聯合自治政府交通總局トノ間ニ於テ郵政儲金（郵便貯金）ノ取扱ヲ相互ニ委託ス、但シ日本業務中野戰郵便局所ニ屬スル貯金記號ヲ有スルモノハ本委託ヨリ之ヲ除ク
委託事務ノ日本ニ於ケル取扱局ハ日本内地、朝鮮、關東州及樺太ニ在ル郵便貯金取扱局ニ限ル

第二條 前條ニ依ル委託事務ハ左ノ通トス

一 拂戻事務

- (A) 通常儲金ノ證書拂戻（通常拂戻）
- (B) 通常儲金ノ現在高證明ヲ受ケタル金額ニ對スル即時拂戻

二 附帶事務

- (A) 改名、轉居又ハ改氏名ノ届出
- (B) 儲金關係人ノ設定、變更又ハ廢止ノ届出
- (C) 儲金浦帳又ハ拂戻證書ノ再度交付ノ請求
- (D) 拂戻局變更ノ請求
- (E) 名義書換ノ請求
- (F) 檢閲、現在高證明、轉記、組替又ハ利子記入ノ請求
- (G) 組合儲金（規約貯金）ノ拂戻制限ニ關スル撤銷取消ノ請求

第三條 拂戻金額ハ一人一ヶ月百圓ヲ限度トス、但シ證書拂戻（通常拂戻）ニシテ利子額ヲ加算シタル爲制限額ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 委託事務ノ範圍ハ郵電局（郵便局）現業事務及其ノ直接管理ニ關スル事務ニ限ル

第五條 委託事務ノ取扱ニ付使用スル通貨ハ各拂渡業務ニ於ケル通貨トシ其ノ換算割合ハ兩郵政機關ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

委託事務取扱局ハ相手側郵政儲金（郵便貯金）ノ金額ヲ自方側通貨ヲ以テ表示スルコトヲ得

第六條 委託事務ノ取扱ニ關シテハ各受託業務ノ郵政儲金（郵便貯金）ニ關スル規定ニ準據ス、但シ對公衆規定ニシテ委託業務側ノ規定ト相違スルモノニ付テハ委託業務側ノ規定ニ從フ

第七條 委託業務ハ委託事務ノ取扱ニ付權利者ニ對シ責任ヲ負擔ス
受託業務ハ受託事務ノ處理ニ關シ自業務ノ過失ニ因リ生ゼシメタル

損害ニ付委託業務ニ對シ補償ノ責ニ任ス、其ノ過失孰レノ業務ニ關スルヤ不明ナルトキハ損害ノ半額ヲ補償ス

第八條 受託業務ハ受託事務ニ付自業務側ノ郵政切手（郵便切手）ヲ以テ手数料ヲ收納ス

第九條 委託事務ニ對シテハ當分ノ間相互ニ手数料ノ計算及收納手数料ノ分收計算ヲ為サズ

第十條 郵政儲金（郵便貯金）ニ對スル計算及清算ニ付テハ左ニ依ル
一 各業務主管廳ハ拂戻證據書ニ「委託儲金計算書」（附錄第一號様式）ヲ附シ日本業務主管廳ハ之ヲ蒙古聯合自治政府交通總局郵政科宛蒙藏業務主管廳ハ之ヲ日本國下關貯金支局宛毎日送付スルト共ニ尙蒙藏業務ハ其ノ副本ヲ貯金局宛送付ス

二 各業務主管廳ハ「委託儲金計算書」ニ依リ毎月「委託儲金受拂月表」(附録第二號様式)及「委託儲金決済目録」(附録第二號様式)ヲ作成シ「委託儲金計算書」ト同様ニ相互ニ之ヲ送付ス

三 決済ハ毎月「委託儲金決済目録」ニ基キ之ヲ爲シ借越業務主管廳ハ貸越業務主管廳所在地宛ノ小切手又ハ一覽拂手形ヲ以テ決済ヲ爲ス

四 後日發見シタル計算上ノ相違ハ最近ノ「委託儲金受拂月表」及「委託儲金決済目録」ニ於テ之ヲ更正ス

第十一條 郵政儲金(郵便貯金)ノ取扱ニ關スル法令、儲金原簿所管課ノ名稱、受持區域、儲金記號及取扱局ノ名稱ハ相互ニ通知シ現在高證明印主務者印及日附印ノ印影ハ相互ニ交換ス

第十二條 各郵政廳ハ相手國又ハ自國ニ於ケル爲替管理法令等ノ取締ヲ行ハルニスル儲金ノ拂戻ハ之ヲ認メズ

右防止ニ付テハ兩郵政廳間ニ於テ緊密ナル連絡ヲ執ルモノトス

第十三條 本事務ノ取扱ハ昭和十六年七月一日即チ成吉思汗紀元七百三十六年七月一日ヨリ之ヲ開始ス

附錄 第一號様式

年 月分委託貯金計算書様式

種 目	金 額	備 考
臨時受高		
合 計		日附印
貯金拂渡高		
臨時拂高		
合 計		

裏面白紙

附録 第二號 様式

年 月分委託貯金 受拂月表
決済目録

目	金額	備考
委託貯金臨時受高		
計		
委託貯金例高		
委託貯金臨時例高		
計		
差引決済高		日附印
年 月 日		
官名	官印	

差引例出高過剩ノ場合ハ朱書スルコト

裏面白紙



交通總局公函第一一七號（郵第二五號）

成吉思汗紀元七百三十六年六月三十日

蒙古聯合自治政府
交通總局長 金 永 昌

日本國貯金局長 殿

蒙日同郵政儲金相互取扱ニ關スル件

首題ノ件ニ關シテハ曩ニ貴我關係當務者間ニ於テ下打合ヲ了シタルニ
就テハ左記ニ依リ相互ニ郵政儲金（郵便貯金）拂戻ノ取扱ヲ開始
ニ付貴見至急御回報相煩度候

記

第一條 日本國貯金局ト蒙古聯合自治政府交通總局トノ間ニ於テ郵政

儲金（郵便貯金）ノ取扱ヲ相互ニ委託ス、但シ日本業務中野戰郵便
局所ニ關スル貯金記號ヲ有スルモノハ本委託ヨリ之ヲ除ク

委託事務ノ日本ニ於ケル取扱局ハ日本内地、朝鮮、關東州、及樺太
ニ在ル郵便貯金取扱局ニ限ル

第二條 前條ニ依ル委託事務ハ左ノ通トス

(一) 拂戻事務

(1) 通常儲金ノ證書拂戻（通常拂戻）

(2) 通常儲金ノ現在高證明ヲ受ケタル金額ニ對スル即時拂戻

(二) 附帶事務

(1) 改印轉居又ハ改氏名ノ届出

(四) 儲金關係人ノ設定變更又ハ廢止ノ届出

(五) 儲金通帳又ハ拂戻證書ノ再度交付ノ請求

(六) 拂渡局變更ノ請求

(七) 名義書換ノ請求

(八) 檢閲、現在高證明、轉記、組替又ハ利子記入ノ請求

(九) 組合儲金（規約貯金）ノ拂戻制限ニ關スル徵號取消ノ請求

第三條 拂戻金額ハ一人一ヶ月百圓ヲ限度トス、但シ證書拂戻（通常

拂戻）ニシテ利子額ヲ加算シタル爲制限額ヲ超ユルモノハ此ノ限ニ

在ラズ

第四條 委託事務ノ範圍ハ郵便局（郵便局）現業事務及其ノ直接監理

ニ關スル事務ニ限ル

第五條 委託事務ノ取扱ニ付使用スル通貨ハ各拂渡事務ニ於ケル通貨

トシ其ノ換算割合ハ兩郵政廳間ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

委託事務取扱局ハ相手側郵政儲金（郵便貯金）ノ金額ヲ自方側通貨
ヲ以テ表示スルコトヲ得

第六條 委託事務ノ取扱ニ關シテハ各受託業務ノ郵政儲金（郵便貯金）

ニ關スル規定ニ準據ス、但シ對公衆規定ニシテ委託業務側ノ規定ト
相違スルモノニ付テハ委託業務側ノ規定ニ從フ

第七條 委託業務ハ委託事務ノ取扱ニ付權利者ニ對シ責任ヲ負擔ス

受託業務ハ受託事務ノ處理ニ關シ自業務ノ過失ニ因リ生ゼシメタル
損害ニ付委託業務ニ對シ補償ノ責ニ任ス、其ノ過失孰レノ業務ニ屬
スルヤ不明ナルトキハ損害ノ半額ヲ補償ス

第八條 受託業務ハ受託事務ニ付自業務側ノ郵政切手（郵便切手）ヲ以テ手数料ヲ收納ス

第九條 委託事務ニ對シテハ當分ノ間相互ニ手数料ノ計算及收納手数料ノ分收計算ヲ爲サズ

第十條 郵政儲金（郵便貯金）ニ對スル計算及清算ニ付テハ左ニ依ル

（一）各業務主管廳ハ拂戻證據書ニ「委託儲金計算書」（附錄第一號様式）ヲ附シ日本業務主管廳ハ之ヲ蒙古聯合自治政府交通總局郵政科宛蒙藏業務主管廳ハ之ヲ日本國下關貯金支局宛毎日送付スルト

共ニ尙蒙藏業務ハ其ノ副本ヲ貯金局宛送付ス

（二）各業務主管廳ハ「委託儲金計算書」ニ依リ毎月「委託儲金受拂月表」（附錄第二號様式）及「委託儲金決済目錄」（附錄第二號様式）

式）ヲ作成シ「委託儲金計算書」ト同様ニ相互ニ之ヲ送付ス

（三）決済ハ毎月「委託儲金決済目錄」ニ基キ之ヲ爲シ借越業務主管廳ハ貸越業務主管廳所在地宛ノ小切手又ハ一覽拂手形ヲ以テ決済ヲ爲ス

（四）後日發見シタル計算上ノ相違ハ最近ノ「委託儲金受拂月表」及「委託儲金決済目錄」ニ於テ之ヲ更正ス

第十一條 郵政儲金（郵便貯金）ノ取扱ニ關スル法令、儲金原簿所管廳ノ名稱、受持區域、儲金記號及取扱局ノ名稱ハ相互ニ通知シ現在

高證明印主務者印及日附印ノ印影ハ相互ニ交換ス

第十二條 各郵政廳ハ相手國又ハ自國ニ於ケル爲替管理法令等ノ取締ヲ濬ル爲ニスル儲金ノ拂戻ハ之ヲ認メズ

右防止ニ付テハ兩郵政廳間ニ於テ緊密ナル連絡ヲ執ルモノトス

第十三條 本事務ノ取扱ハ昭和十六年七月一日即チ成吉思汗紀元七百

三十六年七月一日ヨリ之ヲ開始ス

第一號様式

附
録

年 月分委託儲金計算書第 號

種 目	金 額	備 考
臨時受高	圓	
合 計		日 附 印
儲金拂渡高		
臨時拂高		
合 計		

裏
面
白
紙

第二號様式

附

受拂月表
年 月分委託儲金決済目録

録

種 別	金 額	備 考
委託儲金臨時受高	圓	
計		
委託儲金受高		
委託儲金臨時拂高		
計		
差引決済高		日附印
年 月 日		
官 名	官 印	

差引拂出高過剰ノ場合ハ朱書スルコト

裏
面
白
紙

貯國第五六八四號

昭和十六年十一月二十五日決議

日蒙間郵便貯金相互取扱ニ關スル件

來十二月一日ヨリ右取扱ヲ開始スルコトトナリタル處本事務ニ關スル當局ノ處理方ハ左記ニ依ルコトト致度

記

第一 蒙疆郵便貯金ノ本邦受託事務

- 一 集計課ニ於テ各原簿所管廳及各外地管理廳ヨリ日計表及蒙疆郵便貯金拂濟證據書合計票（新式紙出來迄「滿洲國郵便貯金」式紙ヲ換用）寫ノ送付ヲ受ケタルトキハ日計表ノ計數ト合計票寫ノ計數トノ吻合ヲ確メタル上該寫ハ之ヲ國際業務課ニ送付スルコト
- 國際業務課ニ於テ右合計票寫ヲ受ケタルトキハ計算及清算ノ資料トシテ之ヲ保管スルコト

トシテ之ヲ保管スルコト

二 國際業務課ニ於テハ外國郵便會社日計表中「振替勘定之部」ニ

「蒙疆郵便貯金拂濟證據書發送高」ノ摘要ヲ設ケ前號合計票寫ノ計數ヲ同欄ニ計上スルコト

三 國際業務課ニ於テハ一ニ依リ集計課ヨリ送付ヲ受ケタル合計票

寫ニ依リ毎月一回附錄第一號様式ノ「蒙疆委託貯金受拂月表及同決済目錄」正副ヲ作成シ正本ハ警留航空郵便（有料）ニ依リ之ヲ蒙疆交關總局ニ送付シ副本ハ決済ノ資料トシ適宜整理保存スルコト

第二 本邦郵便貯金ノ蒙疆委託事務

一 國際業務課ニ於テ蒙疆交關總局ヨリ附錄第二號様式ノ「委託貯

金計算書」副本ノ送付ヲ受ケタルトキハ計算及清算ノ資料トシテ
適宜整理保存スルコト

二 國際業務課ニ於テ毎月一回蒙取交調總局ヨリ附録第三號様式ノ
「委託貯金受拂月表及決済目録」ノ送付ヲ受ケタルトキハ「委託
貯金計算書」副本ニ依リ其ノ内容ヲ審査シタル上第三ニ依リ決済
ノ手續ヲ行シ決済目録ハ適宜整理保存スルコト

第三 決済

國際業務課ニ於テハ第一ノ三ニ依リ本邦側ニ於テ作成シタル決済目
録副本及第二ノ二ニ依リ蒙取側ヨリ送付ヲ受ケタル委託貯金決済目
録ニ依リ毎月一回本邦ノ借越高又ハ貸越高ヲ算出シ本邦借越ノ場合
ハ外國側ヨリ決済ノ例ニ依リ集計課ニ對シ決済金爲替手形購入ノ手續

ヲ行シ其ノ交付ヲ受ケタルトキハ適宜ノ送付書ヲ添へ書留航空郵便
(右料)ニ依リ之ヲ蒙取交調總局ニ送付スルコト又本邦貸越ノ場合
ハ蒙取交調總局ヨリ決済金爲替手形ノ送付ヲ俟テ一般ノ例ニ依リ處
理スルコト

第四 精算月表ノ調製

國際業務課ニ於テハ毎月左ノ精算月表ヲ調製シ之ヲ集計課ニ送付ス
ルコト

(一) 外國郵政取込決済金精算月表(委託郵便貯金)……………附

録第四號様式

(二) 委託郵便貯金拂渡金精算月表……………附

録第五號様式

第五 誤計理事事故等ノ處理

右ニ付テハ北支委託貯金及滿洲國貯金受託取務ニ關スル誤計理事事故等
處理ノ例ニ準ジ處理スルコト

裏面白紙

附録 第一號様式

年 月分委託貯金計算書第 號

種 目	金 額	備 考
通 時 受 高		
合 計		日 附 印
貯 金 拂 渡 高		
通 時 拂 高		
合 計		

裏
面
白
紙

107

附録 第二號 甲様式

年 月分委託貯金 受拂月表
 決済目録

種 目	金 額	備 考
委託貯金臨時受高		
計		
委託貯金拂高		
委託貯金臨時拂高		
計		
差引決済高		日附印
年 月 日		
官 名	官 印	

差引拂出高過剰ノ場合ハ朱書きスルコト

裏面白紙

附錄第五號樣式

昭和 年 月分

受託郵便貯金拂渡金精算月表

係長

課長

起 端 高				結 了 高			
摘 要	勘 定 科 目		金 額	摘 要	勘 定 科 目		金 額
	借 方	貸 方			借 方	貸 方	
滿洲國郵便貯金拂渡高	受託郵便貯金拂渡金	通信百著現金		滿洲國郵便貯金拂渡高	外國郵政總決濟高	受託郵便貯金拂渡金	
(臺灣管區)一〇一	一〇一	一〇一		蒙疆一〇一	一〇一	一〇一	
(朝鮮管區)一〇一	一〇一	一〇一					
(關東管區)一〇一	一〇一	一〇一					
蒙疆郵便貯金拂渡高	一〇一	一〇一					
(臺灣管區)一〇一	一〇一	一〇一					
(朝鮮管區)一〇一	一〇一	一〇一					
(關東管區)一〇一	一〇一	一〇一					
		合 計			合 計		
		越 高			殘 高		
		結 高			結 高		

昭和 年 月 日 調 製

裏面白紙

秘

貯金現在高證明印
日附印

印
鑑
見
本

貯
金
局

注 意

- 一、本表ハ貯金通帳ノ偽造又ハ變造ニ依ル詐取被害防遏ノ爲ノ對照用トシテ日本國原簿所管廳現用ノ貯金現在高證明印及日附印ヲ表示シタルモノナリ
- 一、委託貯金事務取扱中ハ當務者ノ座右ニ備ヘ活用スルコト
- 一、毀損又ハ亡失ノ場合ニ於テモ再交付セサルニ付大切ニ保管スルコト
- 一、部外者ニ内容ヲ漏洩スルカ如キコトナキ様注意スルコト
- 一、印影ノ肉色ハ實物ト多少ノ相違アリ（外地ノ分ニハ殊ニ相違スルモノアリ）

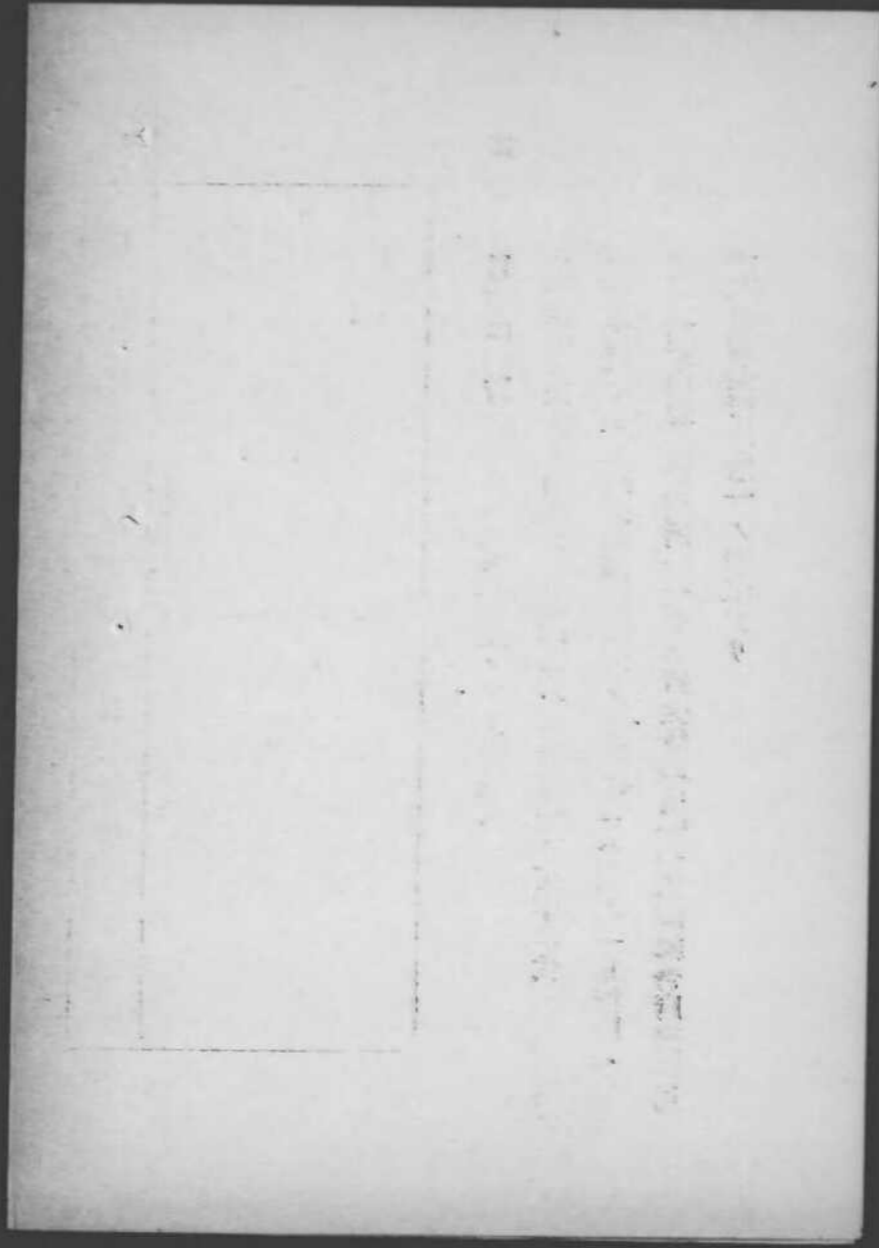
一、日附印ハ護謄製ノモノニ付押捺方ニ依リ多少相違ヲ來スコトアリ

現在高證明印	日附印
	

備考

日附印ハ貯金本局ニ於テ使用ノモノヲ示ス

各支局ニ於テ使用スル日附印ニハ「東京」ノ文字ニ代ヘ該支局ノ冠字ヲ表示シ又外地原簿所管廳ノ日附印ニハ夫々「京城貯金管理所」「釜山貯金管理所」「平壤貯金管理所」「臺灣總督府交通局」「大連貯金管理所」ノ表示アリ



逓信公報

昭和十六年十一月二十一日(金曜日)
第四千四百二十二號

告示

逓信省告示第二千三百四號

電力消費令第三條ノ規定ニ依ル電力ノ消費ノ制
限ニ關シテノ規定

昭和十六年十一月二十日

第一條 電力ハ別表ニ定ムル限度ヲ超エテ之ヲ
消費スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此
ノ限ニ在ラズ

一 逓信大臣又ハ逓信局長ニ於テ一契約又ハ
特別ノ協議根據ヲ據リテ又ハ簡便シタル
トキ

二 地方長官又ハ東京府ニ於テハ(世田谷區)ニ
於テ保安上其ノ他緊急ニシテ必要ナル
因リ當該區長ノ臨時變更又ハ解除シタル
トキ

三 他ヨリノ受電ニ依ラザル電力ノ消費スル
モノナルトキ

第二條 逓信局長ハ本告示ノ制限ノ實施ノ爲ニ
要アリト認ムルトキハ電力ノ消費ヲ停止スベ
キ日若ハ時間ヲ指定シ又ハ日、週、旬若ハ半月
ニ於テハ消費電力量ノ限度ヲ指定スルコトヲ
得ベシ

第三條 逓信局長ハ第一條ノ規定ニ基テ該處ヲ
超エテ電力ヲ消費シタル者ニ對シテ電力ノ消費
ノ停止其ノ他必要ト認ムル時該電力消費スルコト
ヲ得ベシ

第四條 電力供給事業者ハ電力ノ消費量ニ對シ
第一條ノ規定ニ基キ當該消費量ノ消費シ得ル
電力ノ限度ヲ通告スベシ

第四四二二號 昭和十六年十一月二十一日

本告示ハ昭和十六年十一月二十一日ヨリ之ヲ施行ス
(別表)

地域	第一種需用	第二種需用	第三種需用	第四種需用
東北地方	百分ノ百	百分ノ九十	百分ノ八十	百分ノ七十
関東地方	百分ノ百	百分ノ九十	百分ノ八十	百分ノ七十
中部地方	百分ノ百	百分ノ九十	百分ノ八十	百分ノ七十
近畿地方	百分ノ百	百分ノ九十	百分ノ八十	百分ノ七十
四國地方	百分ノ百	百分ノ九十	百分ノ八十	百分ノ七十
九州地方	百分ノ百	百分ノ九十	百分ノ八十	百分ノ七十

逓信省告示第二千三百五號

昭和十五年二月逓信省告示第二千三百三號若ハ
昭和十五年二月逓信省告示第二千三百三十八號又ハ昭和十
五年二月逓信省告示第二千三百三十八號又ハ昭和十六年十一月
逓信省告示第二千三百四號ニ改正ス

昭和十六年十一月二十日

第一條 第一種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第二種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第三種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第四種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル

第二條 第一種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第二種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第三種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第四種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル

第三條 第一種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第二種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第三種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル
第四種ノ電力ノ消費量ハ別表ニ定ムル

逓信省告示第二千三百七號

昭和十六年十一月二十日

名	位	職
長野縣	田立村大字	田立
長野縣	二宮町大字	二宮
長野縣	青山	青山
長野縣	田立	田立
長野縣	田立	田立
長野縣	田立	田立
長野縣	田立	田立
長野縣	田立	田立
長野縣	田立	田立
長野縣	田立	田立

一四五

Table with 4 columns listing various telegraph stations (e.g., 三反町電信所, 三反町電信所), their locations, and associated codes or identifiers.

Table with 4 columns listing telegraph stations (e.g., 三反町電信所, 三反町電信所), their locations, and associated codes or identifiers.

Table with 4 columns listing telegraph stations (e.g., 三反町電信所, 三反町電信所), their locations, and associated codes or identifiers.

Text block containing administrative notices and information regarding telegraph services, including dates and specific instructions.

(一) 金額ノ表示
本邦郵便貯金會社、局長證書等ノ金額ハ、左ノ如クシテ表示スルベシトシテ、分テ其ノ本邦通貨同、於、錢ト書クベシトスルコト

(二) 郵便局ノ開設
本邦郵便貯金會社ハ、郵便局ノ開設ハ、左ノ如クニシテスルベシトスルコト

(三) 郵便局ノ閉鎖
本邦郵便貯金會社ハ、郵便局ノ閉鎖ハ、左ノ如クニシテスルベシトスルコト

(四) 郵便局ノ移転
本邦郵便貯金會社ハ、郵便局ノ移転ハ、左ノ如クニシテスルベシトスルコト

中野 竹地(愛媛) 石坂 重次(石川)
西原 政治(長崎) 上原 達次(香川)
平川 小四郎(兵庫) 伊藤 芳太郎(愛媛)
香井 三代清(神) 西 忠天(香川)
田原 勲市(鳥取) 松村 太次(奈良)
仙田 銀造(兵庫) 五反 輝雄(神)

本間 四郎(新潟) 橋本 洋市(神)
佐野 正孝(高知) 長友 芳廣(鳥取)
安藤 長藏(石川) 小林 大次郎(新潟)
飯沼 正一(富山) 池田 善(岡山)
太田 文二(宮城) 村上 鐵四郎(東京)

辻 清吉(佐賀) 津島 喜河(北海道)
下地 重昭(神) 小谷 政男(千葉)
長吉 義真(鹿児島) 榊野 好大(兵庫)
坂月 敏郎(青森)

浮田 昭城(岡山) 越智 義安(愛媛)
安田 芳男(岡山) 吉川 由夫(大分)
廣 長(富山) 高橋 良長(長崎)
武田 武(千葉) 田中 治雄(鳥取)
藤手 保次(大阪) 石原 新太郎(京都)

吉崎 吉川(石川) 可知 金廣(岐阜)
松村 次郎(神) 西村 健治(北海道)
辻本 恒夫(大阪) 山田 又四郎(石川)
尾崎 秀三(長崎) 佐々木 定太郎(山口)
川岸 光雄(大阪) 菊地 繁(北海道)

雲山 宏(東京) 渡邊 勇(大分)
黒本 三郎(愛媛) 桑原 勝男(廣島)

和田 新一(愛媛) 坂本 正次(香川)
竹谷 善雄(青森) 吉本 三郎(廣島)
伊藤 早男(廣島) 宮田 庄治(石川)
大塚 包治(山形) 吉田 芳男(大阪)
小室 重吉(石川) 砂田 幸次(長崎)
坂田 守(高知) 白石 眞大(大阪)

藤原 一由(廣島) 花 寛(鳥取)
藤田 芳信(岡山) 中川 正美(愛媛)
鈴木 宗太郎(宮城) 横田 正典(鳥取)
村上 要(廣島) 中川 正美(愛媛)
外間 秀義(鹿児島)

近海 義隆(新潟) 土井 一(名)
木村 正司(東京) 宮原 三郎(愛媛)
小野 高松(山口) 前田 高(山口)
三宅 四郎(香川) 平田 豊(岡山)
石川 政義(新潟) 藤野 安雄(高知)
酒井 秀(長崎) 大川 徳三(香川)

見澤 義隆(新潟) 入新 許可(香川)
許可(香川)
近海 義隆(五十名)
岡野 政基(鳥取) 若林 健(香川)
片山 徳三(鳥取) 渡邊 昇(鳥取)
小林 金太郎(鳥取) 佐々木 三郎(香川)
藤井 實(石川) 安藤 昇(岐阜)
林 保(和歌山) 林 健(愛媛)
藤田 三三(香川) 藤田 忠太郎(鳥取)
水本 智(廣島) 橋本 定次(大阪)

箕原 昭巳(岐阜) 安田 守司(京都)
松下 十郎(廣島) 山本 末治(京都)
式島 清三(香川) 森 成三(香川)
相原 隆三(香川) 近藤 保雄(愛媛)
柏原 一(高知) 渡田 正勝(兵庫)

大内 登(愛媛) 武野 行(廣島)
田中 幹(愛媛) 王武 三郎(鳥取)
武内 俊重(岡山) 松崎 真六(愛媛)
金政 兼一(岡山) 生木 幹(岡山)
宮田 高(高知) 土居 次男(高知)
高橋 猛男(愛媛) 小島 彌太郎(鳥取)
戸田 正(鳥取) 鍋野 徳正(鳥取)
藤井 八郎(神戶) 森永 榮(岡山)
岡本 賢徳(鳥取) 古市 武(大阪)
神田 外男(富山) 長尾 精一(香川)
天野 明之(愛媛) 如花 徳三(香川)
山下 昭次(兵庫) 金子 弘(東京)

赤木 實(鳥取) 伊藤 健一(兵庫)
藤原 正(香川) 筒井 三(香川)
清水 昭(鳥取) 早矢 佐治(名古屋)
村上 繁(鳥取) 木多 正(神)

竹永 茂(岡山) 藤谷 斗(神)
安藤 甫(廣島) 曾我 保(廣島)
山口 克(香川) 友成 健(兵庫)
中村 敏(廣島) 片山 正(兵庫)
教角 新(鳥取) 中津 忠(鳥取)
藤田 信(鳥取) 佐藤 健(岡山)
若林 武(石川) 丸本 敏夫(岡山)
山田 弘行(岡山) 上田 中(香川)
藤井 實(鳥取) 野村 隆(高知)
末留 英夫(廣島) 藤崎 虎夫(愛媛)
中川 仁(香川) 中本 清二(廣島)

原崎 高(岡山) 福島 悟(神)
武田 健二(岡山) 香木 五郎(香川)
増田 彰(岡山) 中野 慶三(香川)
神崎 仁(山口) 山田 守(三)

村上 成司(愛媛) 赤松 義(廣島)

土佐 一(京都) 平山 宗雄(和歌山)
安藤 四郎(鳥取) 竹田 義(鳥取)
山崎 俊治(廣島) 大島 健男(岡山)
竹永 繼二(岡山) 向井 健(長崎)
石川 弘(大阪)

去月十三日日本國昭和十六年度電信技術者資格檢定第一次試驗合格者中二〇三七頁第三段終
「九二行」高橋 誠一(高橋 榮三)ノ誤
工務局

〇 觀音公館號外 第二十四(二十四)頁刊七

昭和十六年十一月二十二日

日蒙間郵便貯金相互委託事務取扱見込高

別案ニ依ル本邦蒙邊間貯金拂戻事務ノ相互委託ヲ開始シタル場合ニ於ケル初年度一ケ年間ノ取扱高ハ、左記方法ニ依リ算出シタル結果

本邦貯金ノ蒙邊側拂戻高ハ	一萬二千四百口	八十五萬圓
蒙邊貯金ノ本邦側拂戻高ハ	三千百口	二十九萬圓
トナル見込ナリ		

記

一、本邦郵便貯金ノ蒙邊委託事務算出方法

右ハ昭和十二年十二月ヨリ施行セラレタル本邦郵便貯金ノ滿洲郵政委託事務ノ取扱実績ヲ基礎トシ、右ニ滿蒙兩地ニ於ケル在留本邦人數ノ比ヲ乗ジテ算出セリ。即チ次ノ如シ

(1) 昭和十三年中ニ於ケル本邦貯金ノ滿洲國內拂戻高：：：註

十六萬六千口 千百四十萬圓（●六十九圓）

(2) 昭和十三年一月一日現在、滿洲國在留内地人數

四十七萬人

(3) 昭和十六年十一月一日現在、蒙邊地區在留内地人數（豫想）

三萬五千人

(4) (3)ニ對スル(2)ノ割合

○割七分四厘四毛

(5) 昭和十六年十一月一日ヨリ一ケ年間ニ於ケル本邦貯金ノ蒙邊内

拂戻高（(1)ニ(4)ノ割合ヲ乗ズ）

一萬二千四百口

八十五萬圓（●六十九圓）

三 蒙疆郵便貯金ノ本邦受託拂戻高算出方法

右ハ現行滿洲國郵便貯金ノ本邦受託事務ノ取扱實績ヲ基礎トシ、右
●滿洲國郵便貯金及蒙疆郵便貯金ニ預入シ居ル本邦内地人數ノ比ヲ
乘ジテ算出セリ。即チ次ノ如シ

(10) 昭和十五年中ニ於ケル滿洲國郵便貯金ノ本邦受託拂戻高

八萬八千口 八百二十二萬圓 (●九十三圓)

(11) 滿洲國郵便貯金ノ預人員 (昭和十五年一月一日現在)

百十五萬三千人

(12) 右ノ内、本邦内地人ノ預人員 (11)ノ約六割一分)

七十萬人

(13) 蒙疆郵便貯金ノ預人員 (昭和十六年十一月一日現在豫想)

四萬五千人

(14) 右ノ内、本邦内地人ノ預人員 (13)ノ約五割四分)

二萬四千三百人

(15) (14)ニ對スル(12)ノ割合 ○割三分四厘七毛

(16) 昭和十六年十一月一日ヨリ一ヶ年間ニ於ケル蒙疆貯金ノ本邦内
拂戻見込高 (15)ニ(14)ノ割合ヲ乘ズ)

三千百口 二十八萬五千二百圓 (●九十四圓)

(註)

同年中ニ於ケル本邦貯金ノ滿洲國內拂戻高實數ハ

四十三萬五千口 二千九百九十萬圓

ナルガ右ノ中ニハ現地ニ於テ預入レタル貯金ト認メラルモノ

ヲモ含ムヲ以テ此ノ分一本邦郵便貯金ノ預拂態様ヨリ見テ、同
年中ニ於ケル滿洲國內預入金ノ七割三分ヲ右該當額ト見做ス
ヲ除外シタル計數ヲ純符ノ一「本邦預入金ノ滿洲國內拂戻高」ト
推算セリ

This document is a historical Japanese ledger, likely from the Edo period. It features two large grid sections on the left, each with approximately 15 columns and 20 rows. The right side contains a summary table with 4 columns and 4 rows, and a vertical title '三十三区' (33 Districts) written vertically. The text is in Kanji.

区	戸数	石	石
一			
二			
三			
四			
五			
六			
七			
八			
九			
十			
十一			
十二			
十三			
十四			
十五			
十六			
十七			
十八			
十九			
二十			
二十一			
二十二			
二十三			
二十四			
二十五			
二十六			
二十七			
二十八			
二十九			
三十			
三十一			
三十二			
三十三			

記 帳 簿
氏 名
萬 曆 十 四 年 十 月 十 日

年 月 日	種 別	元 金	利 子	年 月 日	種 別	元 金	利 子

記 帳 簿
氏 名
萬 曆 十 四 年 十 月 十 日

年 月 日	種 別	元 金	利 子	年 月 日	種 別	元 金	利 子